

エネルギーサービス事業に係るプロポーザル公告について

次のとおり公募いたします。

令和4年3月8日

高松赤十字病院

院長 西村 和修

1. プロポーザルを公募する事業概要

(1) 事業名称

高松赤十字病院 エネルギーサービス（以下「ES」という。）事業

(2) 事業内容

当院において、事業者は、発注者の指定するES対象設備（以下「ES設備」という。）を建設し、ES事業契約期間内、当院にES設備の運転管理、維持管理、またエネルギーマネジメント等を含める包括的サービスを提供する。

(3) 契約期間

令和6年2月1日～令和21年1月31日（15年間）

2. 参加資格

(1) プロポーザルに参加することができない者

ア 本募集要項の配付の日からES提案書提出日までの期間に、香川県内で行われた不正行為等に基づき香川県若しくは国から指名停止等の措置を受けている者。なお、香川県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、本募集要項の配付の日からES提案書提出日までの期間に指名停止の措置を受けている者。

イ 本募集要項の配付の日からES提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。

ウ 暴力団員等が経営する建設業者または暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者及びこれらに準ずる者。

エ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項または第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）をしている者または申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧

法に基づく更正計画認可の決定を含む。)があった場合にあつては、更正手続開始の申立てをしなかった者または更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

キ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。

ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。

- (2) 事業者（グループの場合は代表者となる企業）は、日本赤十字社本社、日本赤十字社香川県支部又は高松赤十字病院において役務の提供等の「308 賃貸借」で A 等級の競争入札参加資格認定を受けている企業であること。
- (3) 事業者の役割の内、運営役割を担う者は、運転・維持管理・緊急時の対応を円滑に行うため、本社または営業所が高松市内にあること。
- (4) 日本国内における中四国又は赤十字を含む、病床数 300 床以上の病院施設におけるエネルギーサービスの実績が 10 件以上あること。
- (5) 病院本体工事業者や地域冷暖房離脱に伴う工事業者などとの調整が円滑にできること。

3. 参加手続

(1) 担当部署

所在地 〒760-0017

高松市番町四丁目 1 番 3 号

施設名 高松赤十字病院

担当者 管財課 建築推進係長兼営繕家政係長 樽茶直人

電話 087-831-8124

E-mail tarucha-naoto@takamatsu.jrc.or.jp

(2) 必要書類

申込に際しては参加資格を有していることを確認すること。

提出期限：令和 4 年 4 月 15 日（郵送の場合、必着のこと）

提出書類：「高松赤十字病院 エネルギーサービス事業 募集要項」の「9 ES 事業提案提出書類・作成要領」参照

(3) 競争入札参加資格について

本プロポーザルの参加に併せて競争入札参加資格を申請する場合は、当院ホームページを参照し、令和 4 年 3 月 31 日までに申請を行い、令和 4 年 4 月 15 日までに競争入札参加資格を得ること。

<https://www.takamatsu.jrc.or.jp/>

4. 募集要項、要求水準書等配付から提案書提出までの流れ

ES 事業提案提出書類の提出があつた者に対し、プレゼンテーションを実施する。

(1) 募集要項、要求水準書等配付期間、場所

日時：令和 4 年 3 月 8 日（火）～3 月 18 日（金）

（土曜、日曜及び祝日を除く、10 時～16 時まで（12 時～13 時を除く））

場所：3（1）に同じ

(2) 質問受付期間

仕様書等に関する質問がある場合は、3（1）担当者に電子メール及び郵送にて行うこと。

期間：令和 4 年 3 月 8 日（火）～3 月 31 日（木）

(3) 提案書

様式：「高松赤十字病院 エネルギーサービス事業 募集要項」の「9 ES 事業提案提出書類・

作成要領」参照

提出期限：令和4年4月15日（金）16：00

提出先：3（1）の担当部署

（4）その他

- ①提出書類について提出後の変更は認めない。
- ②必要に応じてヒアリングを求める場合がある。
- ③提案書等の作成、提出に要する費用は全てプロポーザル参加業者の負担とする。
- ④提出された書類の返却は行わない。
- ⑤提出された書類は複製を作成する場合がある。
- ⑥提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

5. 業者（優先交渉権者）決定について

プレゼンテーション実施後に決定する。

（1）プレゼンテーション実施日

令和4年4月26日（火）を予定（決定次第連絡）

（2）会場

高松赤十字病院 本館北タワー12階 講堂1・2

（3）評価方法・基準

プレゼンテーション、提案書、事業資金計画書等を総合的に判断する。

評価事項	評価内容
実績等	・病院施設でのES事業（ESCO事業含む）実績
方針・体制等	・実施方針、企業体制 ・工事体制 ・メンテナンス方針 ・エネルギーマネジメント ・緊急時の対応方針、体制
事業資金計画等	・サービス料金 ・光熱水費

※特に、経費総額（発注者の支出）が小さいこと、提案内容及び実績が信頼できること、提案内容に具体性・妥当性があること、緊急時に迅速な対応が出来ることを重視する。

（4）優先交渉権者の決定

プレゼンテーション、提出書類等を総合的に評価し、優先交渉権者1社を決定する。

（5）審査結果の通知

審査結果は令和4年5月13日（金）までに、プロポーザル参加業者全員に通知文書を発送する。

（6）決定後の手続き

優先交渉権者は、病院と協議が整えばES事業基本協定を締結し、契約予定事業者となる。
なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次選交渉権者との協議を行う場合もある。
なお、契約までの費用については、事業者の負担とする。

6. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- (1) 提案書等提出期限に遅れた者
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者

7. その他

本プロポーザルへの参加表明後の、病院内における営業活動は禁止します。

8. 連絡先

本公告に関する問い合わせ、関係書類の交付

担当部署

所在地 〒760-0017

高松市番町四丁目1番3号

施設名 高松赤十字病院

担当者 管財課 建築推進係長兼営繕家政係長 樽茶直人

電話 087-831-8124

E-mail tarucha-naoto@takamatsu.jrc.or.jp